

令和4年9月13日

保護者様

松阪市立豊田小学校

校長 田川 敏和

新型コロナウイルス感染症感染に係る出席停止期間等の変更について

日頃は、学校教育に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染に係る出席停止期間等について、9月9日以降、以下の内容が適用となる旨、教育委員会より通知がありましたので、お知らせいたします。学校としましては、今後とも引き続き感染対策に力を入れてまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 陽性が判明した場合の出席停止期間の変更について

○無症状の場合

検体採取日を0日と数え、その後7日間を出席停止期間とします。(実質8日間)

※9日目から登校することができますが、10日間経過するまでは保護者の方で健康状態の確認をお願いします。

※5日目の抗原定性検査キットで陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に登校が可能です。

○有症状の場合

発症日を0日と数え、その後7日間(実質8日間)経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には解除可能となり、登校することができます。

※9日目から登校することができますが、10日間経過するまでは保護者の方で健康状態の確認をお願いします。

2 濃厚接触者となった場合の出席停止期間について

○濃厚接触者は現在、同一世帯内の同居家族等(生活を共にする家族や同居者)とされています。濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触日を0日とし、その後5日間(実質6日間)となりますので、この間が出席停止となります。7日目から登校可能です。

※最終接触日から2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性となった場合、3日目(実質4日目)より登校可能です。待機期間の解除後も、7日間が経過するまでは保護者の方で健康状態の把握をお願いします。

3 その他

・陰性確認のために使う抗原定性検査キットは自費検査です。薬事承認されたもの(「体外診断用医薬品」と記載があるもの)を使用してください。ホームセンター等で販売されている「研究用」の検査キットは利用できません。

・引き続き、同一の学級で陽性者が5名以上、同日に欠席となった場合に学級閉鎖とします。兄弟姉妹の学級が閉鎖になっていても、登校を控えていただく必要はありません。